

議案第 6 6 号

向日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例等の一部改正について

向日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の設備及び運
営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 1 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(向日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 向日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
(虐待の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号<u>(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10 _____各号 _____ _____ _____ _____ _____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
(虐待の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に	(虐待の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10 _____各号 _____に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に

有害な影響を与える行為をしてはならない。

有害な影響を与える行為をしてはならない。

(向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第6号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
(虐待の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10 _____各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。